



Title	北海道林業植民に関する研究(1) : 十勝三股國有林林業植民設定計畫
Author(s)	八谷, 正義; 小關, 隆祺
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 14(1), 47-77
Issue Date	1948-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20664
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(1)_P47-77.pdf



北海道林業植民に関する研究* (I)

十勝三股國有林林業植民設定計畫

八 谷 正 義

小 關 隆 祺

目 次

I. 意 圖 (林業植民の新構想)	47	3. 植民者團體(營林組合と假稱)の性格	65
II. 十勝三股の概況(計畫樹立の基礎)	52	4. 組合の行ふ事業	70
1. 三股貯木場附近の概況	52	5. 組合の運営	72
2. 三股國有林の概況	56	6. 部落計畫	74
III. 計畫の内容	61	IV. 本計畫の意義	75
1. 根本方針	61	1. 國有林經營より見たる意義	75
2. 入植戸數及び戸當面積	62	2. 社會政策より見たる意義	76

I. 意 圖 (林業植民の新構想)

一般に林業植民とは、森林内の農耕適地に農民或は林業労働者を入植せしめ、彼等をして農業經營を行はしめるかたはら、林業労働に従事せしめ、以て林業經營に必要な労働力を、森林内に固定・確保せんとするものであると解せられてゐる。

かかる計畫は北海道に於ては明治39年、東京帝大北海道演習林(山部)に於て(林内植民と稱す)實施せられたのを始めとし、北大演習林(林内移民と稱す)、北海道地方費林(農耕地と稱す)、北海道國有林(林内移民と稱す)に於ても相次いで設定・實施された。現在に於ては、農地の區劃面積10,472 ha、入植戸數1,935戸(北海道廳調査)に及んでゐる。

林業植民の形態は通常農主林従型、農林並行型、林主農従型の三に分けられてゐる。農主林従型は、生活の根據を農業におき、農閑勞力を林業に轉用するものをいひ、林主農従型は、生活の根據を林業労働におき、餘剰勞力を農業或は農耕に轉用するものをいふ。農林並行型は兩者のほぼ中間に位するもので、生活の根據を農業、林業の兩方に平等に置くものである。

* 本研究は日本學術振興會及び文部省科學研究費の援助、補助によるものである。

北海道に於ける實例を見るに、林主農従型に屬するものは、その例極めて少く、大部分は他の二者に屬するものである。これらの中には植民事業として成功してゐるものもあり、然らずとも相當の實績をあげてゐるものも少くないが、しかしづれに於ても植民地の實態を見ると、農業に主力を傾けるの餘り、林業經營に貢獻する量は極めて僅少であつて、中には全く林業と遊離してゐるものも見られる。かくの如きは嚴密に言ふならば、農業植民と言ふべきであつて、もはや林業植民と稱するを得ないであらう。

しからば、茲に謂ふ林業植民とは如何なるものであらうか。單に森林内に人を移植するといふことだけでは、字義の上からは林内植民とか、或は林内移民とか言ひ得るであらうが、必ずしも林業植民と稱することはできない。林業植民と言ひ得る場合には、第一に林業經營と植民者とが密接なる關係に立たなければならぬ。詳言すれば森林と事業と植民者との間に有機的依存關係がなければならぬといふのである。即ち森林は事業に依つて維持利用せられ、事業は植民者の勞働に依つて遂行せられ、植民者の生活は森林に依つて立つといふが如き關係にあるといふのである。故にたとへば冬季間林業勞働に出役するといふことだけでは、未だ密接なる關係があるとは言へない。何故ならば、かくの如きことは北海道の農民が一般に行ふことであつて、之を以て林業植民を特徴づけることは出来ないからである。かく言へば論者は反問するであらう。北海道農村に於ては、農家經濟は冬季間の林業勞働收入に負ふところ大であつて、農民も亦林業に依存してゐると。いかにもこれは北海道の農民と北海道の林業との關係について言へることで、決して特定の農民と特定の森林との關係ではない。特定の森林事業に特定の農民が年々出役するといふ緣故關係は事實上生ずるけれども、それは偶々そなたたのであつて、兩者の關係には必然性も運命觀もない。彼等は何處へでも自分の欲する處へ行つて勞働し得るのであつて、特定の森林と運命を共にする關係は存在しない。然るに林業植民の場合には、植民者が入植すると同時に、その對象たる森林と運命を共にする因縁が結ばれる。従つて森林の榮枯と事業の盛衰とは、植民地の興廢を左右することになる。

第二に、農業植民に於ては一般には農業經營者の植民を意味してゐるやうに、林業植民に於ても、單に林業勞働者の移植・固定に終始すべきでなく、林業經營者の植民をも意味するものである。この當然の結果として林業植民者は林業勞働若くは林業經營を主業とする者であつて、その他の事業は從屬的にのみ行ふものである。

從來、林業植民に於ては常に農業を伴つてゐるが、これは林業勞働に依る収入だけでは生活の維持ができないといふ見透しの下に農業經營を加味したものであつて、農業を兼營しなければ林業植民ができないといふ本質的のものがあるわけではない。即ち、そこで行はれる林業

の事業量とその季節的配分關係を十分に考慮して、通年林業労働に従事し得るだけの人を入植せしめるならば、必ずしも農業經營を併せ行ふ必要はない筈である。また、交換經濟の時代に於て、社會の正常なる状態の下に於ては、食糧を自給するのでなければ林業植民が出来ない筈もない。斯やうに考へると、林業植民の目的が技能優秀なる林業労働者、或は經營者の確保にあり、之に依つて森林の有利なる利用開發と、林業の合理的經營を行はんとするにありとするならば、農耕を行ひ、或は農業を經營することが、必ずしも林業植民の必須條件でないことが明らかであらう。

以上述べたことに依つて、林業植民たるの基本的條件は、森林内或は森林附近に林業労働者又は經營者を固定すること、及びこれら植民者と林業經營とが密接な關係にあること、の二つとすることが出来るであらう。

さて、今、林業植民に於ても亦林業經營者の植民をも意味すると述べたが、之について少しく説明を加へなければならぬ。林業植民に於て林業經營者の移植を意味するといふのは、林業植民を一般的に規定するとき、理論上、林業經營者の移植創設をも含むとの謂である。農業植民に於て農業經營者の移植を考へる如く、林業植民に於ても林業經營者の移植を爲し得る筈である。勿論、かかる林業植民が實際に行はれる爲には各種の條件が備はつてゐなければならぬが、ともかくも理論的には可能なものである。ところでこれを現實の問題として考へるに、斯様な林業植民を行ひ得る土地は、いづれ、國有林以外にこれを求め得べくもない。

然るに我國國有林は國自ら林業經營を行ふ建前となつて居り、國有林を解放して個人の經營に移す意志はない。従つて國有林内に林業植民を行ふにしても、林業經營者を移植創設するものではあり得ないのである。どこまでも國有林の經營は國が行ふものであるとすれば、國有林内の植民は林業労働者の移植定着といふことになる。然しながら、森林の經營には經營上必然的に行はれる各種の事業がある。伐採、運搬、造林、土木等の事業を植民者に擔當せしめるならば、植民者は單なる林業労働者でなく、事業擔當者としての地位にまで引上げ得るのである。林業植民者を事業擔當者の地位に立たしめるにしても、從來のやうに或る特定の個人が擔當者となり、他の者を使役する形態では、植民者は常に林業労働者の地位に留ることになり、事業上の利益はその特定の個人が獨占することになる。依つてかかる形態をとらず、植民者の結成する團體を事業擔當者とし、植民者は團體的に事業擔當者であると同時に、個人的に林業労働者である形態をとらしむべきである。即ち、植民者によつて一つの協同組合を組織し、國有林の事業はこの組合が擔當する。植民者は組合員として事業擔當より生ずる利益を受けると同時に、個人として事業に出役した勞賃を受けることになる。かくして初めて國有林事業を擔

當する合理的植民が出来上るのである。

この形態に於ては植民者の生活の安否は、一に國有林の業枯消長に係つてゐるから、植民者は恰も自己の森林に對すると同じ誠意を以て國有林の事業に精進するであらう。農民が自己の農地の經營に當ると同じ感情を以て彼等は國有林の經營に参加するであらう。究極に於ては名目上には國有林であるけれども、實質的には彼等自身の森林であると同じことである。國有林の經營はこの段階に到達して、はじめて理想的に行はれるものと信するのである。

かの如き、林業植民の理想型は從來その實例に乏しく、また現在の如き林業經營の實狀を以てしては實現も困難であらう。即ち、森林經營に伴ふ各種事業の季節的不連続性と、その労働量の季節的不均衡性とのために、及び計畫的森林施業の實行困難のために、林業面のみにて植民者を永久に定着せしめることが困難となるのである。しかしながら適當なる場所に於て、事業量即ち労働力所要量を年間平均し、計畫的施業を嚴密に實施し、且つ當事者が熱心な指導をすれば、必ずしも不可能ではない。

北海道に於ては周圍を森林にかこまれ、住民の大部分がその生活を直接、間接に林業労働に依存してゐる部落は屢々見られる所である。即ち自然發生的な林業部落ともいふべきものである。その一例として釧路國厚岸町上尾幌をあげることができる。上尾幌は國有林釧路事業區のほぼ中央に位する林間部落で、その周圍はすべて國有林である。耕地はほとんど無く、部落民の過半数は直接、間接に林業労働により生活してゐるものである。上尾幌部落は21年11月現在の世帯数は283戸にして、その中林業に直接關係あるものとしては、林業労働者85、製炭労働者10、官吏(營林署)7、製材工7、運搬業23、日傭24、製材・造材・製炭・製炭業者7、鍛冶屋3、大工3、計169戸で、總戸数の59.3%を占める。其の他は鐵道、通運、教員が大部分を占めてゐて、これらは林業者及び林産物があるがために附隨的に存在するもので、部落の主體をなすものではない。

例の二として天鹽國下川村字一の橋部落の狀況を見ることとする。一の橋は舊御料林奥名寄事業區及び然別事業區の境界に位し、その周圍を森林によつてかこまれた林間部落にして、上尾幌部落の場合と同様、部落民の過半は林業にその生活を依存してゐるものである。即ち、その世帯数は22年3月現在約230戸にして、林業に關係あるものとしては、御料林關係職員16、林業労働者106、製炭労働者14、造材業者7、製炭業者4(内3は製材を兼ねる)、鋸目立、鍛冶屋、大工等7、計154戸にして、約67%を占める。その他の職業に従事するものについては上尾幌の場合と同様の事を言ひ得る。なほ組と稱する造材業者の勢力は極めて大で、林業労働者106名中の大部分は組の配下に屬するものである。

上尾幌、一の橋兩部落はその周囲の森林開發が比較的早く、すでに部落として安定した形態を示してゐる。共に土地、氣候の關係より農耕は發達せず、専ら林業により部落が形成されたものである。(上尾幌には一時小規模な炭鑛があつたことがあるが、現在はずでに無い)。また現在の職業的社會構成より見るも、住民の大部分は林業賃労働者であつて、明らかに自然發生的な林業部落であり、見方によつては林業植民の性格を有してゐるものと言ひ得るであらう。兩部落の狀況を概觀するに、山間の一寒村に過ぎないのであつて文化的な生活などは見るべくもない。多年の森林經營に伴ふ莫大な放出資金は部落民の生活を餘り潤さず、却つて少數の官行斫伐請負業者と多數の季節的移動労働者の手中に歸したものである。特に請負業者の莫大なる中間取得は、彼等が製材工場を新設しつつあることによつても明白に之を觀取することが出来る。これは部落の發生及び形成に關して何等の計畫性なく、自然に放置したる結果に基くものである。發生當初より一貫した方針の下に豊かな文化的山村の建設を目標として指導し、部落民と森林經營とをもつと密接な關係に結び付け得たならば、部落の形態や部落民の生活は現在のものとは甚しく異つたものとなつたであらう。

上尾幌、一の橋、兩部落の如き林間部落は北海道の山村地方に屢々見受けるのであつて、かくの如き部落の存在は、將來の山村林業部落の在り方、或は林業植民の在り方に對して有益なる示唆を與へるものである。

十勝國上士幌村、十勝三股は省線士幌線の終點に在り、大雪山國立公園地帯に屬する標高約 660 m の地點である。國有林音更事業區に屬し、本道屈指の美しい林相を有してゐる。三股國有林の開發は、比較的最近のことであるが、昭和 14 年省線が開通して以來、その開發は急速に進み、現在、十勝三股驛附近を中心として漸次山間の部落を形成しつつある。その現状は一の橋、上尾幌の如き自然發生的林間部落の初期の形態を示してゐるのであつて、之を自然の發達に委すならば、恰も上尾幌及び一の橋の如き部落形態に推移し、ともかくも一應安定したものとなるであらうけれども、その出來上つた部落は文化的な生活とははるかに遠い、そして直接には國有林の恩恵を蒙らない貧しい賃銀労働者の集りに過ぎないものとなるであらう。三股附近は土地平坦にして、土壤又肥沃なるため、終戦後農耕地として解放されようとしたこともあり、又林業植民が計畫されたこともある。しかしながら同地は標高が高きため無霜期間短く、且寒冷のために簡単な農耕は行ひ得るとするも、到底農業を經營することは不可能である。

かくの如き現況を示してゐる十勝三股に於て、國有林の經營を有利且つ合理化するため、豊かな文化的林業部落の形成を目指して、新たなる構想の下に林業植民を設定することは極めて意義あるものと信ずる。又好箇の場所であると考へられる。

新なる構想の根本的理念は、森林と人とが有機的に結びついて、その生存を共にするといふやうな組織を作らうとするのである。この組織の下では森林に對して人があるのでもなく、また、人間のために森林が存在するのでもなく、渾然一體となつて両者が共存するのである。實に林人一體的林業經營を行はんとするのである。

而して、植民者の生計並に事業組織に就ては、森林事業及び林産加工業を以て植民者の生計を維持することを原則とし、あらゆる事業は植民者の組織する團體がこれを行ふことにより、植民者自らは労働者であると同時に企業者の地位に立つやうにする。之がため、季節的入稼労働者を必要としないやうにすべての事業の種類を再配置し、労働量を年間平均せしめ、以て日常生活を安定せしめる。また、高度の技術を有する林業労働者及び事業經營者を養成して、遂に國有林經營のための事業は、可能なる限りすべてこの團體に行はしめるやうにする。そのほか種々なる林産加工業を起し、木材の集約的利用を行はしめる。かくて、國有林の經營は有利且つ合理的に行はれるに至るであらう。更にまた部落經營に當つては、物心兩面に亘り豊かなる文化的生活を營み得る各種の共同施設を設けることは勿論である。是等の多くの施設と漸次建設せられる林産加工事業とは、自然に増加する部落人口を收容するに充分であらう。この計畫實施により未だ嘗て見ざる文化的山村が建設せられ、新しい林業植民の一理想型として、將來のあるべき社會形態の一模型が出来るであらう。

筆者は上述の如き意圖に基き、北海道に於てかくの如き形態を有する林業植民の設定せられんことを提唱するものである。茲に一候補地として十勝三股を選び概略の計畫を樹立したのである。今、その大要を記述して關係者諸賢の批判をあふぎたいと思ふ。

II. 十勝三股の概況 (計畫樹立の基礎)

1. 三股貯木場附近の概況

イ. 位置及び地勢 十勝三股は十勝國河東郡上士幌村の北端を占め、省線士幌線の終點に位する。北は北勝山、三國山、石勝山、ユニ石狩岳、音更山、石狩岳等の諸山岳により石狩國、北見國と境し、東はビリベツ岳、西クマネシリ岳等の山々により十勝國中川郡と、西は天狗山、ニベツ岳等により十勝上川郡と境する。本道中央高地の南東部にあたる。

十勝三股は周圍をこれら諸山岳にかこまれたる盆地狀の、山としては平坦なる地帯であり、十勝川の支流、音更川の清流が流れてゐる。

ロ. 地質及び土壌 本地帯の本格的な地質調査は未だ行はれてゐないので、正確なことは知り得ないが、上士幌及び然別沼附近より推察すると、第三紀或はそれ以後の火山噴出物(輝石

(54)

る一有志が、昭和19年度より観測せる結果を中心として、その概況を示すと次の如くである。

第一表 雨、雪、曇及び晴天の日数 (数字は日数を示す)

年 別	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月							
	雪	曇	雪	曇	雪	雨	曇	雪	雨	曇	雪	雨	曇	雪	雨	曇	雪	雨	曇	雪	雨	曇	雪	雨	曇					
昭19							2		9		2	9	4	14	3	8	1	15	4	13		1	17	9	1	6	6	1	2	
20	4	1	6	4	4		9	4	3	10	7	1	11	4	11	4	11	3	19	2	13	2	6	16	6	1	7	5	3	
21	3		3	1	5	1	14	1	1	5		3	8	4	4	5	9	1	5	2	11	1	4	6	4	1	6	4	9	
22	8	5	3	7	3		3																							
計	15	6	12	12	12	1	26	7	4	24	7	6	28	12	29	12	28	5	39	8	37	3	11	39	19	3	19	15	1	14
平均	5	2	4	4	4	0.3	8.6	2.3	1.3	8.2	5	2.9	3	4.9	6	4.9	3.1	6	13	2.6	12	13.6	13.6	3	16.3	16.3	5	0.3	4.6	
雨、雪、曇計	7		8		13		11.6		13.6		13.6		13.3		14.6		15		17.6		13.6		10							

第一表によると、12月より2月迄は晴天が続き、雨は6、7、10月に多く、また8、9、10月は曇天の日が多い。積雪量は約1mに達する。

気温は7月末、8月始が最高で、攝氏20數度、1月半ばより2月半ばまで最低に達し、零下21~22°に及ぶ。

第二表 雪解、初雪、根雪、晩霜、早霜の月日

年 別	雪 解 (月日)	初・雪 (月日)	根 雪 (月日)	晩 霜 (月日)	早 霜 (月日)	無霜期間 (日)
昭19	5. 5	11. 1	11. 11	6. 11	8. 11	60
20	5. 15	10. 12	11. 3	6. 1	9. 7	97
21	4. 22	10. 28	12. 3	6. 15	9. 13	89
22				6. 22		平均 82日

第二表に依ると、晩霜は6月15日迄、早霜は9月5日頃に来るものと考へてよい。無霜期間は約80日に過ぎない。

二. 諸 施 設 十勝三股部落に於て現に存する施設の主なるものは、帯廣營林署上士幌事業所(22年10月より上士幌營林署が新設せられた)關係、省線十勝三股驛及び青山木工場關係の三である。

事業所關係としては約9.7haの敷地を有する巻立土場、貯木場事務所、倉庫、車庫、修理工場(未完)、軌道(8km)、合宿所、物品配給所、理髮館、診療所、郵便局分室、自家發電所、乾溜釜、労働者住宅28戸、屋外運動場等で、その他五ノ澤、三ノ澤に斫伐事業所及びそれに附屬する飯場がある。また本流及び十六ノ澤に、昨年度迄そこで事業を行つてゐたため、事務

所、飯場等の施設が残つてゐる。

驛關係としては、驛、保線區、官舎 17 戸、その他通運の事務所及び住宅 6 戸があり、木工場關係は、土場、工場、事務所の他、職工住宅 34 戸がある。

部落としての施設には小學校がある。建坪 155 坪で營林署の補助により建設されてゐる。最近新制中學が併置された。其の他神社、焼場がある。また私的のものとしては粗雑なる労働者の小屋が散在する外、最近宿屋兼業の飲食店が出来た。

ホ. 人口、職業別世帯數、労働事情等 現在、人口は約 600 名にして、世帯數は約 135 戸である。(概加にこの他に 13 戸ある)。その職業別世帯數を示すと次の如くである。

事業所雇傭人	12 戸	(この他獨身者が約 20 名あり)
労働者	約 60 戸	(杣夫、人夫、日傭、馬夫等)
驛	17 戸	
通 運	6 戸	
木 工 場	34 戸	
造材請負業者	約 5 戸	
教師、理髮、商業、合宿等		

労働者は大部分は林業労働者で、多少は通運の積込作業に出役するものがある。林業労働については直接事業所に雇傭される場合と、請負業者に雇傭される場合があるが、事業の大部分を占める冬季斫伐事業に於ては殆どすべてが業者に雇傭されてゐる。労働力最大需要期たる冬季に於ては約 700 名(内馬夫 120 名)に及ぶ労働者を必要とするが、その中約 70~100 名の三股定着労働者を除き、他はすべて他地方からの移動労働者である。その母村は大部分は上士幌村(約 300 名)及び帯廣附近など十勝國一帯から入隊するものである。道外からの入隊者は秋田岩手兩縣より約 100 名の労働者が例年はるばる渡來する。馬夫は清水、芽室、新得附近の者が最も多い。

ハ. 農耕の状況 三股附近に於て、1町3反の事業所直營耕作地と、約1町の木工場自家耕作地及び若干の労働者自家耕作地があり、蔬菜、馬鈴薯等主として夏作物を耕作してゐる。種類は夏作に限定されるけれども、收量は割合に大である。これは新雪後間もないため、土壤肥沃なためと考へられる。しかし無霜期間が極めて短いため、農業經營は甚だ危険であつて、只單に自家用の蔬菜、雜穀を耕作する範圍に止まる。今最近數年間の收量を居住者より聴取した所によると次の如くである。

第三表 農作物收穫量
(反當收量)

作物	收 量	
	最高 (俵)	平均 (俵)
馬鈴薯	50	30
大 麥	5	4
小 麥		4
裸 麥	4	3
燕 麥		7
青エンドー	7	4
菜豆類		4
ヒ 麦		7
イナキビ		4
ライ麥		7

品種は何れも早生、或は極早生である。その他トマト、キウリ、ナス、キャベツ、ビート等、果菜、根菜類は何れも良く生育する。大豆、小豆、トキビ等は霜のため取れず、ソバ、カボチャは危険である。

2. 三股國有林の概況

三股國有林は帯廣營林署管轄、音更事業區、十勝三股貯木場を中心とする森林を假稱するもので、ここには便宜上、音更事業區第IV伐採列區を以てその地域とする。

イ. 面積及び蓄積 音更事業區の面積、蓄積を施業案(昭和17年3月)に見ると次の如くである。

第四表 音更事業區の面積及び蓄積

地 種	面 積 (ha)	蓄 積 (m ³)		輪 伐 期	回 歸 年
		針 潤	針 潤		
擇 伐 作 業 地	32,540.61	5,687,351	1,023,021	トド 110年 エゾ、潤 140年	20年 (近く30年に 改められる)
要 保 安 的 造 林 地	9,694.53	1,040,269	370,797		
國 土 保 安 上 施 業 制 限 地	150.86	14,328	5,933		
保 存 林	244.04	100,788	732		
馬 産 限 定 地	3,217.86	35,344	119,046		
除 地	3,677.24				
計	49,525.14	6,875,580	1,524,529		

以上の中第IV伐採列區のみの數字をあげると右の如くである。

音更事業區全體に對する割合は、面積約32%、蓄積約39%を占める。

施業地面積 (ha)	除地面積 (ha)	蓄 積 (m ³)
10,314.87	598.21	針 2,337,079 潤 190,015
		計 2,527,094

ロ. 林 況 音更事業區は第I伐採列區に

大面積の山火跡地、未立木地、散生地が存在する他は全林トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツを主林木とする針葉樹林であつて、林相は一般に良好である。

第IV伐採列區は昭和11年に於ける風害地を除いては林相最も良好で、前記針葉樹並にアララギの他にダケカバ、ナラ、イタヤ及びナナカマド等の潤葉樹が僅に混生する。また澤沿ひにハンノキ、ドロ、ヤナギ等の潤葉樹が多い。林木の生長、材質共に良好で、殊にエゾ、アカエゾに優良木が多い。一般に擇伐林型をなすも、その間に小面積のエゾマツ大徑木の一齊林及びトドマツ小徑木の一齊林が介在する。

蓄積は一般に豊富にして、大なるは ha 當 400 m³ に及ぶ。

林床はササ、スゲ、センタイ類、石松類にして、ササは比較的少く、稚樹の發生良好にして天然更新を行ふことができる。稚樹の缺除歩合は 40~26% である。

ハ. 標準年伐量 今、施業案による標準年伐量を見ると次の如くである。

音更事業區、普通施業地 32,540.61 ha の中、造林地、未立木地、散生地、幼齡林地、山火被害跡地及び恢復見込なき林分を除くと 24,658 ha となる。擇伐喬林作業を行ひ、回歸年は 20 年であるから、標準年伐面積は次の如く算定される。

$$\frac{24,658.12 \text{ ha}}{20} = 1,232.91 \text{ ha} \quad \text{斫伐率は } 25.4\%$$

一施業期に於ける標準擇伐面積及び材積は次の如くである。

區 域	擇 伐 面 積 (ha)	材 積 (m ³)	間 伐 材 積 (m ³)
全 事 業 區	12,275.90	針 803,743 澗 53,964	7,677
第 IV 列 區	4,751.63	針 375,258 澗 15,164	

二. 事業概要 音更事業區に於ける事業はすべて帯廣營林署上士幌事業所により行はれる。造林事業は近年全く行はれず、事業は専ら斫伐と土木に限られてゐる。當事業區に於ける收穫事業のうち、立木處分は極めて少く、大部分は官行斫伐によつて行はれる。土木は從來道廳森林土木係に於て直接行つたものと、事業所が行ふものがある。

上士幌事業所の下に貯木場、官行斫伐事業所があり、これが直接事業の實行にあつてゐる。現在は三股貯木場、糠平貯木場、幌加貯木場(新設中)、幌加官行斫伐事業所、シンノスケ第一、第二官行斫伐事業所、幌加森林土木事業所(幌加貯木場新設及びトラック道布設)がある。21年度迄は事業所はシンノスケ第一、第二、三股、十六ノ澤、本流、糠平であつた。

從來、特に戰時中、斫伐事業は三股を中心として行はれたが、漸次幌加方面へ下つて來てゐる。年々約 20~30 萬石の素材を生産した。今、昭和 20 年度、昭和 21 年度事業實行成績を見ると次の如くである。

第五表 全事業區並に第 IV 列區の事業成績

事業種	昭和 20 年度		昭和 21 年度	
	全事業區	内第 IV 列區分	全事業區	内第 IV 列區分
伐採面積	1,263.41 ha	1,128.91 ha	590.28 ha	525.13 ha
實 材	380,334.00 石	328,942.00 石	191,560.00 石	178,577.00 石
*生産材積	220,365.419 石	183,988.205 石	113,618.897 石	106,411.948 石

玉 曳	202,808.864 石	175,271.249 石	147,885.465 石	127,193.678 石
軌道搬出	18,332.071 石	18,332.071 石	34,290.873 石	63,968.318 石
トラック搬出	22,172.751 石		28,640.157 石	
橋 曳	85,924.346 石	85,924.346 石	122,092.929 石	191,610.30 石
タンニン材料	53,097.24			
橋 中 曳			39,868.458 石	39,868.458 石
土 木 事 業	糠平架橋 50 m		道路測量設計 20 km	〃 20 km
	鐵道岐線 100 m	〃 100 m	軌 道 4 km	〃 4 km
	トラック道 5 km	〃 5 km	トラック道 1 km	〃 1 km
	土場擴張 4 ha	〃 4 ha		
	建 築 38.5 坪	〃 38.5 坪		

* 生産材積とは生産された素材材積である。

斫伐事業の経費関係は次の如くである。

第六表 全事業区並に第IV列区の斫伐事業経費

経 費	昭和 20 年度		昭和 21 年度	
	全 事 業 区 (圓)	内第IV列区分 (圓)	全 事 業 区	内第IV列区分 (圓)
總 經 費	2,845,725.73	2,398,038.07	不 詳	11,299,667.95
經 費 中 勞 賃 支 拂 部 分	2,360,081.63	1,981,623.15	〃	*3,261,000.00

* は推算 $\frac{1,981,623}{2,398,038} \div 0.82$ $11,299,667 \times 0.82 \div 9,261,000$

次に將來の事業豫定を見ると次の如くである。

第七表 全事業区並に第IV列区の事業豫定

事 業 種	昭和 22 年度		昭和 23 年度	
	全 事 業 区 (石)	内第IV列区分 (石)	全 事 業 区	内第IV列区分 (石)
伐採材積	164,020	60,000		40,000
玉 曳	172,720	68,000		40,000
橋 曳	135,442	46,422		20,000
軌道搬出	31,346	31,342	不 詳	23,262
トラック搬出	23,997			
橋 中 曳	25,305	25,305		20,000
土 木 事 業	軌道設計 8 km	〃 8 km		
	積込施設測量設計	同 左	軌 道 7 km	〃 7 km
	トラック道測量設計 8 km	8 m	岐線延長 600 m	} (幌加)
	トラック道測量設計 12 km		建 築 410 坪	
	軌道延長 1,560 m	1,560 m	トラック道 12 m	
	トラック道 3,500 m		トラック道 13 m	〃 13 km
	幌加野木場土場擴張 8 ha			
幌加岐線土木工事 700 m				

斫伐事業は概ね功程請負の形で二、三の請負業者により行はれる。

上士幌事業所関係の職員(雇傭人以上)数は次の如くである。

技官 2名, 雇 15名, 事業生 15名, 營林手・検尺補助 60名, 計 92名。

ホ. 所要労働者数及び労働者賃金 素材 100石の生産に要する労働者の延人数及び素材 10万石に付, 常備労働者の所要数をあげると次の如くである。音更事業区に於ける経験数である。

第八表 素材 100石生産に要する労働者数

勞 務	*山 事 業 (人)	軌 道 搬 出 (人)	橋 搬 出 (人)	トラック搬出 (人)
柚 夫	4.35	—	—	トラック 0.83
人 夫	11.85	6.60	10.02	7.40
馬 夫	1.67	1.67	4.45	0.10
計	17.87	8.27	14.48	7.50

* 山事業とは伐木, 造材, 集材をいふ。

柚夫, 人夫, 馬夫等の日傭労働者以外に若干の常備労働者を必要とするが, 10万石に付ての所要数を示すと次の如くである。

山 山頭 3人, 採面割及び検収員 18人, 薪切 3人, 配給員其他 4, 5人,
炊婦 3人

下(土場) 検収員 6人, 配給員其他 3人, 薪切 1人, 炊婦 2人

労働者賃金の平均を示すと次の如くである。但し, 20年, 21年は主として冬季平均賃金を示すもので, 夏季に於てはこれよりはるかに低かつた。賃金騰貴の勢が激かつたためである。

第九表 労働者平均賃金 (人夫1日所得)

勞 務	昭和20年 (圓)	昭和21年 (圓)	昭和22年 7月 (圓)	昭和22年 8月以降 (見込) (圓)	勞 務	昭和20年 (圓)	昭和21年 (圓)	昭和22年 7月 (圓)	昭和22年 8月以降 (見込) (圓)
柚 夫	55	93	170	360~320	雑 夫	40	51	150	180
道 付	35	71		240	橋 曳	250	451		
木 直	39	72		250	トロ曳(軌道)		350	850	
玉 曳	250	442		800	飯 場 賃			20	80
卷 立	35	67	200	250	馬 糧 代			220	220

第八表により, 昭和20, 昭和21年度に於ける三股貯木場関係(第IV列區)の斫伐事業の労働者延人数を算出すると次の如くである。

第十表 斫伐事業所要労働者延人数 (第IV列區)

勞務區分		昭和20年度	昭和21年度
山 事 業	袖 夫	8,003人 (183,988石=ツキ)	4,629人 (106,411石=ツキ)
	人 夫	20,770人 (175,271石=ツキ)	15,073人 (127,193石=ツキ)
	馬 夫	2,027人 (")	2,898人 (")
	小 計	31,700人	22,600人
軌道搬出	人 夫	1,210人 (18,332石=ツキ)	4,222人 (63,968石=ツキ)
	馬 夫	306人 (")	1,068人 (")
	小 計	1,516人 (")	5,290人 (")
橋搬出	人 夫	8,610人 (85,924石=ツキ)	*23,194人 (191,610石中 39,868石=ツキ)
	馬 夫	3,831人 (")	10,324人 (")
	小 計	12,441人 (")	33,518人 (")
計	袖 夫	8,003人	4,629人
	人 夫	30,590人	42,489人
	馬 夫	7,064人	14,290人
	合 計	45,657人	61,408人

* 橋中曳を含む。

次に常備労働者の所要人数を算出すると次の如くである。

第十一表 斫伐事業所要常備労働者人数 (第IV列區)

勞務區分		昭和20年度 (人)	昭和21年度 (人)
山 事 業	山 頭	(造材材積玉曳材積の平均179,630石=ツキ) 5.2	(造材材積玉曳材積の平均116,852石=ツキ) 3.5
	採面割及檢收員	32.3	21.0
	薪 切	5.2	3.5
	配給員其他	8.1	5.3
	炊 婦	5.2	3.5
	小 計	56.0	36.8
下 (工場關係)	檢 收 員	(軌道搬出橋曳の合計104,254石=ツキ) 6.3	(軌道搬出橋曳の合計235,446石=ツキ) 17.7
	配給員其他	3.1	8.9
	薪 切	1.0	3.0
	炊 婦	2.1	5.9
	小 計	12.5	35.5
合 計	68.5	72.3	

〔参 考〕 今、第九表、第十表より20年度、21年度に於て第IV列區關係斫伐事業に於て、労働賃金として仕拂はれたる筈の金額を概算して見ると次の如くなる。

勞 務	昭和20年度 (圓)	昭和21年度 (圓)
袖 夫	440,165	430,497
人 夫	1,131,930	3,018,635
馬 夫	1,766,000	6,380,485
計	3,338,095	9,829,617

これを第六表に示す所と較べると、

20年度 1,981,823 圓、21年度 9,266,000 圓

で兩年度共、實際支拂はれたる金額よりも過大となる。これは第九表に示す平均賃金が主として冬季事業を標準としたためで、夏季に於てはこれよりはるかに低い賃金で事業が行はれたことを示してゐる。特に20年度に於ては終戦の前後を通じて賃金相場に激變があつたため、上記の如き極端な開きを示してゐるのである。時間の経過と共に賃金は騰貴しつつあるが、各時期に於ける事業量及び賃金相場が明らかでないので、上記の數字を一致させることはできない。

III. 計 畫 の 内 容

本計畫の内容は、三分して植民地の設定(2)、植民者團體の設立(3、4、5)及び部落計畫(6)となる。

1. 根 本 方 針

本計畫樹立の根本方針を要約すると次の如くである。

1. 農業經營を加味せざる植民とする。即ち林業及び林産加工を以て、その生計の基盤たらしめるやうにする。
2. 入稼労働者を必要としないやうに、また、入植者を過多ならしめぬやう、將來の事業量より植民者戸数を決定する。
3. 植民者の生業は、國有林經營のため國の行ふ事業に従事することを本體とし、收穫、造林、保護、土木等、林業労働のすべてにわたるものとする。
4. 植民地の人口が増加し、労働力に過剰が生ずるやうになれば、林産加工、副産物採取・利用等を行ひ、また、林産物の販賣事業をもなすやうにする。
5. 將來、國有林經營に伴ふ事業の中斷することのないやうに、嚴格なる保續施業を実施する。
6. 労働量の季節的偏在を年間平均し、一年中働く仕事のあるやうにする。
7. 協同組合の性格を有する植民者の團體を作り、國有林經營のための事業、林産加工等

(62)

はずべてその團體の事業として行ふ。

8. 成立せる植民部落は單なる利益社會にあらず、精神的結合の鞏固なる共同社會たらしめる。
9. 部落民をして文化的生活を営ましめるため、可能なるあらゆる施設を行ひ、三股をして安居樂業の地たらしめる。

2. 入植戸數及び戸當面積

入植戸數は、將來の事業量よりこれを決定しなければならない。この場合、戸數が少きに過ぎるときは、まとまつた部落として文化的生活を行ふことが困難であると共に、季節的に多數の入稼労働者を必要とし、本植民設定の本來の趣旨を達成することが出来ない。また戸數が過大となるときは、事業量の不足より植民者の生活を不安定ならしめて、健全なる部落の發達は望まれないのみならず、全く失敗に終る危険がある。故に木材の加工事業、副産物採取利用事業及び製品販賣事業などは、人口の自然増加及び植民者團體の經濟的實力の充實を俟つて漸次行ふものとする。

國有林經營のための事業の大部分を占める斫伐事業に、入植戸數決定の基礎を置くこととする。何となれば造林及び土木事業は本國有林に於てはその事業量も比較的少く、加ふるに、將來永續的に實行し得る事業量及びそれに要する労働者數を正確に知るを得ないからである。

今、假りに第IV列區を植民者の稼動範圍として算定を試みる。第IV列區に於て永續的計畫施業を行ふ場合の斫伐量は次の如く算定せられる。

昭和17年3月の施業案檢訂によると、第IV列區の普通施業地面積は10,314.87 ha、蓄積は2,527,094 m³となつてゐる(IIの2,イ參照)。戰時中、音更事業區に於ける斫伐は殆ど第IV列區に於て行はれ、かつ、斫伐材積は事業區全體の標準年伐量を超えてゐた。即ち、連年約100,000 m³(約40萬石)以上の伐採が三股に於て行はれた。故に現蓄積は昭和17年當時より、はるかに少いことは明らかである。伐採跡地の如きも擇伐とは名のみで、皆伐に近い状態を呈してゐる所も少くない。しかし、正確なる現在蓄積は不明であるので、ここでは昭和17年の數字を採用することとする。今、連年生長率を1.5%(北海道に於ける天然林の平均と見なす)とすると、第IV列區に於ける連年生長量は37,906 m³となる。この生長量は、蓄積が17年當時よりも少いと思はれる現在に於ては、過大であると考へられるが、今後、集約・適正なる保護撫育作業により、蓄積を恢復することも決して困難ではないと思はれるので、一應この數字によつて論を進めて見よう。

生長量のみを毎年伐採するならば、蓄積に喰込むことなく、永久に事業を續けることが出

来るわけであるから、標準年伐量は一應 37,906 m³ (143,662 石) と決定して差支なきものと考へる。因に昭和 17 年 3 月の施業案検訂による標準年伐量は 39,092 m³ (II の 2, ハ 参照)。21 年 3 月の植伐案によると年伐量は 39,248 m³ である。

即ち、毎年約 140,000 石の立木を伐採することとなるのである。140,000 石の資材より生産される素材はその 6 割と見ると 84,000 石となる。

造材歩止りを 60% とした根據 三股に於ける造材歩止りを 20 年, 21 年度の實績に見ると次の如くである (第五表参照)。

$$\begin{aligned} 20 \text{ 年度は } & \frac{\text{生産された素材}}{\text{資材}} = \frac{183,988}{328,942} = \frac{55.9}{100} \\ 21 \text{ 年度は } & \frac{\text{生産された素材}}{\text{資材}} = \frac{106,411}{178,577} = \frac{59}{100} \end{aligned}$$

次に 84,000 石の素材を生産するに要する労働者延人数を、第八表により算出すると第十二表の如くなる。但し、伐採した素材は同年度内に集材、運搬され、驛土場迄搬出されるものとする。また、軌道による搬出は造材材積の半分として計算し、且つ、このための中曳はないものとする。

延人数は 24,568 人となるが、今杣夫及び人夫が 1 箇月 20 日間、馬夫が 1 箇月 15 日間稼働するものとする、所要労働者人頭数は次の如くである。

第十二表 素材 84,000 石生産に
要する労働者延人数

20 × 12 = 240 日	杣夫及び人夫の稼働日数
15 × 12 = 180 日	馬夫の稼働日数
3,654 ÷ 240 = 15.2 人	杣夫人頭数
16,934 ÷ 240 = 70.5 人	人夫人頭数
3,975 ÷ 180 = 22.0 人	馬夫人頭数
計 107.7 人	

以上の他、常備労働者数は II, 2, ホ. により次の如く算定される。

山事業	山頭	3 × 0.84 = 2.5 人
	採面割及検収員	18 × 0.84 = 15.1 人
	薪切	3 × 0.84 = 2.5 人
	配給員其他	4.5 × 0.84 = 3.8 人
	炊婦	3 × 0.84 = 2.5 人
	計	26.4 人

山 事 業	杣夫	4.35 × 840 = 3,654 人
	人夫	11.85 × 840 = 9,954 人
	馬夫	1.67 × 840 = 1,403 人
	小計	15,011 人
軌道 搬出	人夫	6.6 × 420 = 2,772 人
	馬夫	1.67 × 420 = 702 人
	小計	3,474 人
橋 搬出	人夫	10.02 × 420 = 4,209 人
	馬夫	4.46 × 420 = 1,874 人
	小計	6,083 人
計	杣夫	3,654 人
	人夫	16,935 人
	馬夫	3,979 人
	計	24,568 人

(64)

下(貯木場関係)	検 收 員	$6 \times 0.84 = 5.0$ 人
	配給員其他	$3 \times 0.84 = 2.5$ 人
	薪 切	$1 \times 0.84 = 0.8$ 人
	炊 婦	$2 \times 0.84 = 1.7$ 人
	計	10 人

以上を總計すると 107.7 人 + 26.4 人 + 10 人 = 144.1 人

即ち 84,000 石の素材を生産するに、約 144 人の労働者が年中固定して労働することが必要となる。

以上の外、斫伐事業に必要な業務を行ふものとして鍛冶屋、蹄鐵師、大工等があり、これに若干の造林保護事業、土木事業に必要とされる労働者などを考慮するならば、國有林經營のみに、少くとも 150 名を超える労働者が固定されることが必要であらう。

上述の如き基礎により、本植民計畫に於ては入植戸數を 150 戸と決定する。

次に 1 戸當りの貸附面積であるが、さきに述べたやうに、三股附近に於ては農業を經營することが困難であり、且つ、屢述したやうに、1 戸當りの農耕地を大きくすることは、從來の林業植民の例が示す如く、必ずしも林業植民の趣旨を達成する途ではない。3 町乃至 5 町の農耕地を有する多くの林業植民に於ては、その實情は完全な農民か、或は農民としても林業労働者としても中途半端な存在となつてゐる例が多い。

また、現在の如き食糧不足の状態は、明らかに例外の事態であつて、永久的のものではない。あらゆる産業事情が平常に復し、世界の經濟秩序が落ち着いた場合には、生産力劣悪なる土地の農業は、他との競争に耐へることは出来ない。また産業立地上、或は國土計畫上からも比較的平坦なる場所だからといつて、之をすべて一律に農地にすることは決して望ましいことではない。却つて後日に悔を残す結果となることも考へられる。

以上の如き見地から、1 戸當りの農耕地は自家用蔬菜を自給せしめる程度に止めるを適當と考へる。即ち婦女子の片手間に行へるものとし、林業労働に出役する一家の主人に何等の負擔とならないことを要するのであつて、住宅敷地を含めて 1 乃至 2 反で十分なものと考へる。但し馬の所有者のために、牧草地、馬糧栽培地を別途に若干與へることとする。なほ今後數年間は續くと考へなければならぬ現下の食糧不足に對する不安を少くして、安んじて林業労働に出役できるやうにするため、附近の皆伐跡地その他の所に造林を行ふ迄の期間、耕作を行はしめることとする。今 1 戸當りの面積を 1 反とし、馬が 20 頭に對し 1 頭當り 2 反とするならば、入植者全體のために約 19 町歩の面積があれば足り、1 戸當りの面積を 2 反としても 34 町歩の面積で足りる。

これを、従來の國有林林業植民の標準面積3町を與へるものとすれば、同一面積に約6～11戸を入植せしめ得るに過ぎず、また、3町を與へて150戸入植せしめるとすると、450町歩に及ぶ農耕地を開墾しなければならない。

3. 植民者團體（營林組合と假稱）の性格

植民者の團體として協同組合（營林組合と假稱す）を作り、あらゆる事業をこの組合によつて行はんとするのであるが、今、營林組合のとるべき形態を論ずるに先立ち、所謂協同組合とは如何なるものであるかを考察しなければならない。

協同組合の本質に關しては、従來學者によつてその見解は區々であつて、一定してゐないが、概ね次の如くいふことができよう。

協同組合は、中産乃至無産階級の人々が協同して、その産業又は經濟の發達を圖るために組織する自由なる結合體である。従つて協同組合に加入する者は貧しき經濟主體、即ち手工業者、小商人、農民、勞働者、官吏等であつて、富裕なる階級の参加は敢て拒否しないが、協同組合の本旨ではない。組合の本質的性格は組合員の人格的結合である點に存してゐる。即ち株式會社の如き營利的資本團體ではなく、人的團體である。勿論、組合といへども資本なくして事業目的を達することは出来ないから、資本を必要とするけれども、その資本は多數組合員の小額出資により構成されるものである。然し組合活動の本來の任務は營利團體の如く、最大利潤の獲得ではなく、むしろ、組合員の生活及び經濟の改善を期するものである。また、組合は人々の自由なる結合であるが故に、加入及び脱退は自由であり、その内部關係については平等觀に立つて、出資額にかかはらず一人一票の平等なる議決權を認める。

要するに、協同組合は互助共同の精神に基いて、貧しき人々の福祉を増進せんとするものである。

従來、協同組合運動と稱される一つの社會運動があつた。之は資本主義及び個人主義と抗争しつゝ、積極的に自由と協同との社會を實現せんとする運動であるが、所謂社會主義運動とは異なるものである。社會主義運動の代表的なものとされてゐる、所謂科學的社會主義、即ちマルクス社會主義に於ては階級闘争、無産者專裁、社會革命によつて、その理想とする社會主義の社會を實現せんとするものであるが、協同組合運動は相互扶助の精神を強調し、組合員の團結によつて、その理想を實現せんとするものである。また、所謂勞働組合運動とも區別されるものである。勞働組合は明らかに階級機關であるが、協同組合は何人もこれに参加し得るものであつて階級性を有しない。

協同組合の形態は基準をどこに置くかによつて、いろいろに分類され得るけれども、普通

には信用組合、生産組合、消費組合の三に区分されてゐる。

i. 信用組合

信用組合は、單獨では信用能力を缺く人々に對して資金融通の途を開き、且つ、それらの人達に貯蓄を教ふることを任務とする相互扶助的金融機關である。即ち組合員より集めた資金を相互的に運用して、組合員協同の利益を圖らうとするものである。信用組合に於ては貯蓄よりも、むしろ貸付に重きを置くもので、その貸付は組合員に限られ、而かも對人信用であつて、無擔保であることを原則とする。信用組合は非營利的金融機關であつて、利益配當を目的とするものではないので、なるべく便利、而も低利に貸付け、組合員の利益を圖るのが常である。

ii. 生産組合

生産組合には二種の區別が認められる。即ち、一は組合員たる手工業者又は農民が獨立して自己の經營で生産を行ひながら、その經營の一部を他の組合員と共同して行ひ、以て大企業に對抗せんとするものである。獨逸に於ける Productionsgenossenschaft がそれである。他は組合員たる手工業者或は労働者が、労働と資本とを提供して共同計算に於て、生産から販賣まで行ふ組合である。Productivgenossenschaft がそれである。一般に前者に屬する組合が多く、原料購買組合、施設利用組合、販賣組合等がこれに屬する。後者は協同組合の歴史に於て最も古く、嚴密な意味に於て生産組合と稱し得るものはこれである。この生産組合は、組合員の生産經濟を助成するものではなくして、組合自體獨立の生産主體となるものである。ここに於ては労働者と資本家の分離が見られない。と言つても前資本主義的のものではなく、かへつて、資本主義の缺陷を克服せんとするものである。經營に従事する労働者は同時に企業者であり、従つて必要な資本を提供し、また生産の危険を負擔する。

労働者の組織する生産組合に於ては、その經營する事業に組合員の全部が、しかも組合員のみが従業するといふことが特質とされる。然らざる場合には労働と資本との分離が行はれて普通の企業と何等變りがなくなるであらう。

かくの如き労働者の生産組合は、労働と資本の一致による資本主義の克服・改善として多くの人達により主張され、非常に期待された運動であつた。しかし、これらの運動は殆ど失敗に終つてゐる。その原因は組合の本質より派生するものであつて、次の三點に要約することができる。

1. 大資本に對抗するに足る充分な資力を有しなかつた。
2. 組合員たる労働者は原料購入、生産物販賣に充分なる才能を有しなかつた。
3. 組合員の總てがその經營の指揮に參與するため、秩序を維持することが困難であつた。

iii. 消費組合

消費組合は、一定の消費材を購入して、これを組合員たる消費者に分配し、利潤を排除して、組合員の消費者としての利益を増進するための任意的組合である。消費組合の目的は組合員の消費経済の發達であり、その指揮は組合員全體によつてなされる。消費組合は現金支拂と市價販賣とを實行し、その利益金は組合員の購買高に應じて組合員に返還される。また、自給生産を行ひ、その生産物を販賣する場合がある。この消費組合の發達は資本主義の利潤追求原理を排除して、利潤追求の行はれない経済を成立し得るものとして期待され、一の新しい社會を作ることによつて、舊き社會を克服しようとするものであるとされた。しかしながら、この組合の發達も亦前記労働者の生産組合と同じく、その本質より派生する困難がある。即ち、資本の不足により活動の領域を擴大し得ないこと、及び組合の秩序を維持することが困難であることの二である。

以上、協同組合の本質と形態につき、略述したのであるが、ここに設立せんとする所の營林組合も、その本質を上記の如き協同組合に求めなければならない。即ち、相互扶助の精神に基き、協同の力によつて、營利の追求のみを目的としない。且つ、階級闘争なき、新しき共同社會を實現せんとするものである。

營林組合のとるべき形態を見るならば、労働者の生産組合 *Productivgenossenschaft* をその中心的なものとなすべきであらう。國有林經營事業、その他林産加工事業を組合の企業として行ひ、組合員はすべて労働者としてその事業に従事し、且つ、その企業利益の配當を受ける。かくて組合員は單なる賃銀労働者にあらず、同時に企業者となるのである。従來の如き請負業者の中間利得を排除し、その利得を配分することが主眼となる。

さきに、従來、生産組合が發達し得なかつた原因として三箇條をあげたが、これら諸點は、茲に所謂營林組合についても充てはまる事柄である。然らばこれらの缺陷を如何にして除去するか、第一は、事業資金の問題である。之に對しては營林當局の絶大なる援助を期待しなければならぬ。もともと組合員は無産者であるから、事業資金のある筈はない。所得の一部を貯蓄して漸次資金を形成して行くのであるが、組合結成の當初に於ては無資本である。所得の源泉は自己の有する労働力のみである。この状態から出發して事業を行はうとするのであるから、營林當局がこれを援けて、事業の出来るやうにあらゆる便宜を圖つてやるのでなければ組合は立ちゆかぬ。即ち、組合が經濟的實力を有つまでの暫定措置として、事業に必要な資材は能ふ限り官給とし、組合員は自己の有する労働力のみを出資して事業を行ひ得るくらゐに爲てやる必要がある。また、組合が發足するについては創業費を要する他、常務的經費も必要で

ある。之は組合員に出資の能力が出来るまでは借入金による他はない。その他若干の資金を蓄積し得た際に於ても事業を擴張し、または改善するためには、より大なる資金を要するから、之も一時借入金で充つて行かなければならぬ。

斯やうな借入金の融通を受けるには、金融機關に對する信用がなければならぬから、之に對し、營林當局が或る種の保尊をしてやることも要請せられる。例へば組合に一括して支拂ふ勞銀の一部を、金融機關のために留保することの了解を與へる如きである。

斯やうに、營林當局があらゆる助力を與へることによつて、資金の問題は解決し得てあらう。

第二は、經營的才能の缺如に關する問題である。組合經營の局に當る理事者にその人を得なければ組合が存立して行けないことは言ふまでもない。一般に、柚夫とか、馬夫とかの労働者にはその能力がないから、斯やうな人々だけで組合を組織しても適當な理事者を得ることができない。さらばと言つて、組合員外から選任することは組合の性質上なるべく之を避けたい。そこで望むらくは本植民事業に理解を有し、自ら進んでその一員となり、植民部落の建設とその經營の任に當らうとする有能な人が居てほしいのである。例へば營林局又は營林署の職員の内、かかる有志の人があれば幸ひである。假りにかかる人が居なくても、植民者を労働者のみに限らず、廣く雇員・傭人、更に又技官・事務官の範圍にまで擴げることにより、沉く人材を求めることが出来るであらう。不幸にして當初、植民者の中に適當なる理事者を求めることが出来ぬ場合は、營林局署の職員をして、植民に關する公務の一部として營林組合の事務をとらしめることも出来るであらう。この面に於ても營林當局の助力が要望せられる。

第三は、組合の機構と運營に關する問題である。組合の内部機構(機關並に役員)は通常の例に倣ふ。ただその運營は十分民主的に行はれなければならぬが、徒らに會議主義に陥るべきではない。理事者と組合員と協同の精神に徹して事を運ばねばならぬ。このためには矢張り適當なる理事者を得ることが要件である。

之を要するに組合の成るか、成らぬかは資金と理事者(指導者)とに係つてゐるのであつて、これは何れも、營林當局の支援なくしては達せられないことである。

以上述べたところに依つて明らかなやうに、營林組合の樞軸となるものは生産組合であるが、同時に消費組合及び信用組合も亦、之と並んで設置されなければならない。されば、營林組合は生産組合、消費組合、信用組合を同時に併有する林業労働者の協同組合であるといふことになる。

林業に關するかくの如き協同組合は、現在法制としては認められてゐない。森林組合は森

林所有者の組織する組合であり、林産組合は主として林産業者に依つて作られる組合である。勿論、商工協同組合、農業協同組合の範疇に入るべきものでもない。出来得れば本組合の如き協同組合の法制化が望ましいのであるが、現在の所は致し方がない。産業組合法が營林組合の如き場合に適用を許されるとするならば、産業組合法によつて組合を設立することが妥當である。しかし、このためには産産業組合法を一部改正する必要があらう。

しからば營林組合は、法制上は一般の社團法人か、或は民法上の組合契約の形をとらざるを得ない。社團法人に關しては民法第33條以下に規定されてゐる。社團法人とは、人を以て團體構成の要素とするものであつて、それ自身權利義務の主體として認められてゐるものである。社團法人は一般に營利を目的とするものと、公益を目的とするものとに分けられる。營林組合がこの形をとるならば、勿論營利を目的とするものとなるのであるが、所謂商事會社ではなく民事會社(商行為以外の營利行為をなすを目的とする社團法人)に似た性質のものとなる。この形をとる場合には、對外的には民法上の契約による組合よりも、強力なるものとなるけれども、特別法による場合のやうに色々の特典が認められず、且つ、組合員の獨立性が弱くなり、貧しき經濟主體の協同的結合體として適當なるものではない。

民法上の契約による組合は、民法第667條以下に規定されてゐる。即ち、この組合は數人が共同の事業を營むために、互に協力することを約することによつて成立するものであつて、協力の仕方は出資である。この出資は勞働の提供、その他財産的價值のあるものならば、何でも良いことになつてゐる。この組合は組合員の個性が極めて強く、法人格を有しない。このため、各組合員が業務執行の權利義務を有する。若し、組合が外部に向つて法律行為をしようとする時には、組合員全體が共同して爲すか、又はその中の數人が他の組合員を代理してなさなければならぬ。また、組合の財産は總組合員の共有であり、債務も亦各組合員の債務となる。營林組合がこの契約組合の形をとるとすると法人格がなきため、組合の運営上種々の不利を生じ、組合が弱體化されることは止むを得ない。

營林組合はその本質及び形態は、これを協同組合に求めたのであるが、形式上は以上の如く社團法人、或は民法上の契約による組合としなければならぬとすれば、何れの形を取つても種々の不都合が生じて來る。これに對しては、組合の運営に於てその缺陷を補ふ以外に方法はない。かかる組合を實現するには、特に、營林局署の積極的な援助がなければ到底出來るものではない。

營林組合は、生産組合、消費組合及び信用組合の他に、もう一つの形態を併有せしめる必要がある。それは植民者の住宅を建設するための住宅組合である。住宅組合は組合員に住宅を

(70)

供給するを目的とするもので、大正10年法律第66號、住宅組合法に基いて設立される。組合員の出資により、且つ低利資金の融通を受けて住宅を建設し、之を組合員に交付して使用せしめ、月賦その他の方法で出資額の残額を支拂はしめ、債務完了の時に所有權を賦與するものである。地方費又は市町村は住宅組合に對して、住宅資金を貸付することが出来る。又國或は地方公共團體の所有に屬する土地を賣渡し、又は貸付することが出来る。

植民者をその土地に安定せしめるためには、生活の本據たる住宅を興へることが最も大切である。しかもこの住宅は生活を樂しむに足る如き快適なものでなくてはならぬ。かかる住宅はこれを遽に建設することは困難であるけれども、植民者の經濟が許すやうになれば、出来るだけ速かに、各人に割當てられた區劃内に於て、自己の欲するままの住宅を造らせるやうにしなければならぬ。そのためには是非とも住宅組合を作つて低利の資金を利用する必要がある。

4. 組合の行ふ事業

イ 事業の種類 營林組合の行ふ事業は國有林經營のための事業を、組合の計算に於て請負ふことを主たる業務とする。そればかりでなく組合員の増加(人口の自然増加を加へて)及び組合の實力の充實を俟つて、漸次木材加工事業、副産物採取及び利用事業等を創めて、過剩勞力の消化と、經濟の向上を圖らねばならぬ。將來は立木處分を受けて、素材並に製材の生産をもとより、可能なあらゆる製造加工事業をも行ふようにする。

國有林經營のための事業は大別して、斫伐事業、造林保護事業及び土木事業の三とすることが出来る。更に斫伐事業は、伐木、造材、集材、運材、土場巻立等に分け得るであらう。

木材の加工事業としては、製材を主として其の他、製板、木材乾溜、家具製造等がさしあたり考へられる。(廢材利用による簡易ソーダパルプが考へられるが、廢液の處理が問題となる。また、タンニンエキスの製造には減壓の裝置を必要とするため、設備が大となり、原料が不足して適當ではない。)副産物採取及び利用事業としては、タンニン原料の採集(エゾ、アカエゾの樹皮より)、樹脂の採集、キノコ類の採取及び栽培・加工を初め、灌木、木瘤、サルノコシカケ等を利用する手工業(主として裝飾品、土産品)をも考へることができる。特にキノコ類の採取以下の諸事業は、婦女子と雖も容易に従事することを得るので、家族勞働力の利用として特に盛に行はるべきである。以上の他、三股は大雪山國立公園地帯に屬するから、觀光客、登山家の案内なども事業の一つとしてあげられる。

ロ 事業量 上述の如き種々の事業が行はれるのであるが、これらの中、量に於て大部分を占める事業、即ち、主要事業は斫伐事業と製材事業である。國有林經營のための事業の中、造林事業は本事業區が擇伐作業を行つてゐるため、人工造林事業は殆どない。僅に風害跡

地、皆伐跡地及び戦時中の濫伐地等に於て、若干植栽が行はれるのみである。事業量として連年の多量を望み得ない。勿論、擇伐作業と雖も、伐採するのみで、その跡地を放置するわけではないけれども、皆伐地の造林の如く大量の労働を要しない。

森林保護については特に防火に注意する必要がある。従つて、山火巡視を始め、種々の保護事業は更に行はるべきである。將來、この國有林が開發せられ、且つ、大雪山國立公園が大衆に利用せられるに至れば、保護事業は益々増加するであらう。

土木事業は、その量を毎年ほぼ一定することは困難であるが、森林開發の進むにつれて、軌道、林道、特にトラック道の開設は促進せられねばならぬから、このための事業は當分繼續するであらう。また既設道路の維持も延長の殖えるに従つて事業量が多くなるから、このためにも労働を要する筈である。

何と言つても、斫伐事業が國有林經營のための事業の大部分であり、營林組合の行ふ事業の主要なるものになる。三股に於ける既往の斫伐事業量、及び今年年度の事業豫定については、II, 2, ホ 第五表及び第七表に於て若干述べたのであるが、ここで問題となるのは、永續的な計畫施業を行ふ場合の事業量である。これに關しては III, 2. 入植戸數の決定の所に於て述べた如く、標準年伐量を $37,906 \text{ m}^3$ (143,662 石) と推定したのである。即ち毎年約 140,000 石の立木を伐採して約 84,000 石の素材を生産するものとする。

木材加工事業及び副産物採取利用事業等については、その量を今ここに正確に算出することは困難であるが、これらの中、大なる割合を占めるものは製材事業である。また將來、組合事業の發展するに従ひ、製品の販賣事業も業務の大なる部分となるであらう。

ハ 事業の季節的配分 本道に於ける森林經營事業の施行季節を見ると、斫伐事業は冬季積雪期に於て行はれ、造林事業及び土木事業は夏季に於て行はれた。故に季節により作業の種類が全く異り、従つてまた、これに従事する人も異らざるを得なかつた。また、事業量について見ても、本來擇伐作業を主とし、且つ、比較的粗放なる經營を行ふために、冬季斫伐事業が他の事業に較べて壓倒的に多量である。このため冬季は農村からの出稼労働者が一時に入山し、多くの労働者が従業するけれども、夏季になると労働者の數が遽に減少するのを常とする。三股に於ては戦時中。所謂夏山造材が行はれたこともあつたけれども、現在は殆ど行はれてゐない。三股に林業植民を設定するにあつては、一年中の事業量をなるべく均等にして、季節によつて仕事の中斷することのないやうに、しなければならない。

今、第五表にあげた事業成績より、夏季に行はれたものを見ると、若干の土木事業の外は斫伐事業の中の軌道搬出作業であつて、20年度 18,322 石、21年度 63,968 石の施行量にすぎな

(72)

い。即ち、伐木、造材、集材は殆ど冬季に行はれ、搬出も約8割は冬季に行はれる。例へば20年度は18%、21年度は22%が夏季に行はれたにすぎない。また、斫伐事業全体の労働者延人数の中、夏季に於て使用された労働量(軌道搬出に従事した者)は20年度は3.3%、21年度は7.8%に過ぎない(第十表より算出)。全く冬季偏重である。

22年度、23年度に於ては、土木事業がかなり多く計畫されてゐるから、夏季の労働量は相當のものであらう。

然し、新規の土木事業といふものには一定の限度があるから、いつまでも永く続くものは考へられない。尤も道路、軌道などの保線作業は恒常的のものであるから、その延長が増加するにつれて、作業量は殖えるであらう。造林事業は、天然更新さへ良く行へば労働量は少くて済むから、造林のためのまとまつた量を期待出来ないであらう。そこで労働量を均等にするには、斫伐事業を一部夏期に廻すことが必要となつてくる。特に斫伐事業中の半ば以上を占める伐木、造材、集材作業の何割かは夏山造材として行ふ必要がある。これと同時に搬出は出来るだけ軌道に依るやうにする。軌道に依れない所は道路を整備してトラック運搬とする。その他、夏の事業をなるべく多くし、夏冬の労働量を平均せしめなければならない。

5. 組合の運営

イ 組合員の資格(入植者の資格) 三股部落の主體をなすものは、言ふまでもなく營林組合員であるが、組合外のものも亦部落構成員として存在することは必然である。これは驛關係、通運關係、營林署關係、役場、警察、郵便局、物資配給所等の従業者を始め、旅館、商店、飲食店、娛樂機關等が考へられるが、組合員の資格を如何にすべきであるか、即ち範圍を如何に限定すべきかであるか、といふことが問題となる。

第一に三股に居住する者であること。組合員即ち林業植民者であるから、三股に居住してゐなければならないことは勿論である。即ち、現に居住するか、或は居住(入植)せんとする者(具體的事實によつてその意志を認め得る者)である。

第二に國有林經營に直接關係を有する者であること。これは營林組合設立、林業植民設定の趣旨より明らかなことであるが、國有林經營に、直接關係があるかないかといふ限界を明確にすることは困難である。先にあげた、驛、通運關係、官公署に屬する者及びそれに準ずる者はいづれも植民者でないから、これは組合より除外すべきは勿論である。また、旅館、飲食店、商店等は一應除外するを適當とする。大工、鍛冶屋等は一見して國有林經營と關係なきものやうに考へられるのであるが、これらは實際には密接なる關係を有するものであり、組合員としての資格を有するものとする方がよい。

第三には、三股に林業植民を設定する意圖及び組合設立の趣旨を理解し、これに協力する者であること。これは形式的には營林署と入植に關する契約を結んだ者となるであらう。

入植契約については、別に研究する必要がある。

組合員の資格に關聯して、加盟及び脱退の問題がある。營林組合の本質が協同組合にある以上、加盟及び脱退は自由である。但し、この場合、營林署との植民契約の締結及びその解除が條件となる。また、三股に居住することを止めた者、及び組合の行ふ事業に全く參與せざる者は當然除名さるべきであらう。

脱退した者の居住せし住宅はこれを組合が買上げ、次に入る者に貸付、又は譲渡することとする。出資金は脱退の際に當然返却される。

□ 組合の機關 意志機關、執行機關及び監査機關を設けること。通例の組合の例によるものとする。詳述することを省略する。

ハ 組合指導者と資金について 組合の運営に關しては特に指導者の問題と、組合事業の運轉資金の問題が重要である。

營林組合は設立の當初に於て、大體労働者のみから成る組合であると考へて良いであらう。さればさきに III, 3. 植民者團體の性格に於てふれた如く、事業の運営及び組合内の秩序維持に大なる困難が豫想される。この困難の克服のためには、労働者の素質の向上を圖ると同時に、有能なる指導者を得ることが必要である。本組合設立の趣旨を良く理解し、本計畫遂行に熱情を有する見識ある人物が要求される。かくの如き人を得て、組合員を指導すると同時に、組合事業の運営を統轄するならば、本計畫の實行も必ずしも困難ではないと信ずる。

次に、營林組合は設立當時は、一般に貧しき經濟主體の結合であると考へられるから、充分なる資金を有つことは困難であり、大なる企業との競争に耐へることはできない。この點に關しては營林局署の援助に期待する他はない。即ち、三股國有林經營のための事業については營林組合に優先權を認めることにより、他の企業との競争をさけることが出来る。しかも猶、行ふべき組合の事業量より見て、相當なる資金を要することは明白である。このため營林局署の積極的援助によつて、低利資金融通の途を開かねばならない。

また、組合事業は始めから大規模のものとなせず、組合の實力の充實を俟つて漸次事業を増加して行くべきである。

ニ 組合と組合外との關係 營林組合員が三股部落の主體となることは、屢々述べて來たところであるが、部落民としては、組合員も組合外の者と平等の立場に立つべきで、組合員であるが故の特典などは、部落全體の立場から見て好ましいものではない。部落全體としては

(74)

組合員たると、組合員たらずとを區別せず、相協力融和して理想的な山村社會の造成に努力すべきである。また組合と他の團體、例へば驛、通運關係、その他の團體の間も、徒らに對立するが如きことがなきやう、特に留意する必要がある。組合を設立し、各種の事業を行はんとするにあつて、先づ問題となることは、現在居る請負業者との關係である。慎重なる取扱ひをしなければならない。請負業者の如き制度は、往々にして労働者を搾取すること甚だしく、一つの社會問題でもある。この制度は各種の事業經營者に便利であるために廣く採用されてゐるけれども、社會政策上決して合理的なる存在ではない。勞資の對立を克服し、搾取なき社會を作らんとする本計畫の遂行にあつて、請負業者の如き存在は當然排斥しなければならない。本計畫が完遂された際には、勿論あらゆる個人企業(國有林經營に關して)が認められないのであるが、遂行の途上に於ては自ら問題とならざるを得ない。これに關しては急激なる排斥は不可であり、營林局署の營林組合に對する積極的なる援助と、組合自身の實力の充實によつて、かかる業者の入り込む餘地がないやうにすることが望ましい。

6. 部落計畫

現在、十勝三股貯木場附近には、さきに述べた如く若干の住宅を始め、諸種の施設がある。これは何等計畫性なく、自然發生的に造成されたものであつて、雜然たる配列をなしてゐる。特に労働者住宅に至つては、構造極めて粗末であるばかりでなく、その位置の如きも、健康上、生活上、良好の地點とは認め難い。

ここに部落計畫と言ふのは、かくの如き部落の外形的構成に對して計畫性を附與し、優れた文化的山村部落を構成せんとするものである。即ち、かの都市計畫にならつて、住宅地區、文教地區、官公衙(事務所)地區、商店街、娛樂地區、工場地區等を劃定し、これを適當に配置して、健全にして且つ美しい、住み良い部落たらしめんとするのである。

部落計畫の樹立にあつて、第一に考慮すべきことは、部落民(大部分は植民者)の生活である。部落民が健康にして、且楽しい生活をなしうるやうに、また山の奥であるにもかかはらず、物質的にも、精神的にも、めぐまれた豊かなる生活をなし得るやうに、考慮することが大切である。そのために住宅に關しては、特に意を用ゐなければならない。家庭は一家團聚の場であり、一日の疲れを癒し、明日への精力を養ふ所であるから、住宅區の選定及び住宅の構造(特に耐寒設備)等は極めて重要な問題である。

また、學校、病室、神社、寺院及び劇場、運動場等の教養乃至娛樂機關などを完備することは、部落民をここに永住せしめるためにも、缺くべからざる施設である。水道、電氣等の設備を設けることも必要とならう。その他部落に於て必要であり、また必然的に生ずるであらう

と思はれる施設の主なるものとしては、驛關係、通運關係、郵便局、營林署事務所關係、營林組合事務所、村役場出張所等を始め、旅館、商店、飲食店、床屋、浴場等があげられる。これらの施設を一定の計畫の下に秩序づけて配列し、美しい部落たらしめようとするのが、この部落計畫のねらひである。

今、筆者は三股貯木場附近の状況により、附圖に示す如く各地区を假に決定した。これは現在の施設を参考とし、且つ、それにとらはれず部落民(入植者)の生活といふことを考慮して定めたものである。この計畫を實施するに當つては土地の實測を行ひ、更に詳細なる設計を立てる必要のあることは言ふまでもない。(附圖は印刷の都合上省略す)

IV. 本計畫の意義

結論として、本計畫の意義、即ち重要性について述べて見たい。といふ譯は營林局署から見ると、斯やうな手數のかかる林業植民を計畫し、實行しなければならぬ必要がどこにあるか、との疑問が當然起ると思ふから、この點を一應解明しなければならぬ。

本植民計畫の重要性は、國有林經營上に於ける意義と、社會政策上に於ける意義との二方面から觀察しなければならぬ。

1. 國有林經營より見たる意義

既に、本計畫の意圖の項に於て述べたやうに、森林に對する筆者の理想は、林人一體の經營であるが、本計畫が完全に遂行せられるならば、國有林もまた、かかる形態に於て經營せられるから、爰に最も集約的な、そして最も合理的な經營が行はれることとならう。

而して、國有林經營上にもたらされる有利な點は多々あるが、極く大綱的なものを列挙して見ると次の如くである。

イ 優秀なる技術を有する従業者を常時確保し、事業の能率を高め得ること。植民者は出稼労働者と異つて、國有林内に定住する林業民である。常に營林局の指導の下に、林業技術に習熟するばかりでなく、進んでその進歩向上を圖ること勿論である。また、林内の地理、地形、植生、その他一般事項を知悉するから、彼等を事業に使役するには多くを説く必要はなく、一言にして事足りるであらう。技術が優れてゐる上に仕事にも慣れてゐるから、準備や計畫に手拔かりがなく、事業の能率が高まることは言ふまでもない。

ロ 森林保護の完璧を期し得ること。植民者は國有林に依存し、國有林とその休戚を共にするものである。従つて國有林を愛し、國有林の良くなることを願ふのは人情である。林内通行中、木が倒れて居れば起して行くであらう。蔓がまき付いて居れば切つてやるであらう。道

(76)

路や橋梁の小修繕くらは、命ぜられなくても氣の付いた者が直すであらう。山火事の起らぬやう火氣に注意することも當然である。すべて自分のものとして愛護し、あらゆる災害の防止に努めるであらう。本計畫は單に林業に従事する者を移植するといふだけでなく、眞に森林を愛する人を固定せんとするものである。

ハ 管理費を節約し得ること。國有林經營に必要な労働者は、植民者によつて確保されてゐるし、しかも之等の者は事業に慣熟し、優秀な技術を有し、林内一般の事情に通じてゐるから、營林署當局は年々事業計畫を立て、その實行を營林組合に命ずれば宜いのである。そして計畫通り、また指示した通りに事業が實行せられてゐるか、否かを常に監督してゐれば十分である。それ故に營林署の事務は極めて簡易化され、極く少數の署員で足ることになる。管理費が著しく節約される事は明白であらう。

ニ 集約なる利用をなし得ること。營林組合は單に國有林の經營に伴ふ事業を行ふばかりでなく、各種の木材加工、副産物の採取・利用等の事業を行ふものであるから、森林の利用を集約化し得ることは勿論である。これらの事は國有林内に植民部落を作ることによつて、甬めてなし得ることである。

以上、4項目を擧げたが、之は要するに、森林を良好なる状態に導きつゝ利用を集約化するのであつて、結局は國有林の収益を増加する結果となるのである。

2. 社會政策より見たる意義

イ 正しき社會の建設として 本植民計畫の意圖は、農業經營の出来ないやうな處に純山村を作つて、森林經營に寄與したいといふにある。從來、林業に従事する者を見るに、全くの山間僻地に起臥して、世の文化とは凡そ縁遠い生活をして來たのであるが、林業民だけが、かかる惨めな生活に甘んじなければならぬ理由もなく、またそんな生活を強いてゐたのでは、今後、林業の發達は望まぬ。どんな山の中でも立派な文化的生活が出来、楽しんで林業に一生を委ねることが出来て、甬めて他産業と肩をならべることが出来るのである。林業労働者がいつまでたつても賃労働者で終り、自分ばかりでなく、子供までも矢張り同じことを繰り返へさねばならぬやうな社會の仕組は、決して人間を幸福に導くものではない。

健康にして文化的な生活を行ふことが出来、そして自己に適した勤勞が與へられ、勤勞の對價が正當に得られるやうな社會を作ることが、本計畫の大きな狙ひである。

ロ 人口疎開の一環として 第二の意義は人口政策上の見解であるが、本計畫の場合は人口疎開の意味に於て重要性がある。全國民をこの狭い國內に收容しなければならぬとすれば、都市、農村のみを對象とせず、出来得れば森林地帯にも收容することが必要であらう。從來の

やうな林業民の森林生活では、誰れも林内に植民する者のないのは當然である。人たるに値する生活の出来るやうな山村を建設して、林内に國民を收容することは無意義ではあるまい。

ハ 北海道開發の一翼として 第三に北海道開發上の意義をあげる。北海道の國有林は極めて老成であつて、未開發の部分も少くない。また、農村からかけ離れた奥地の山林も甚だ多い實情である。之が開發利用には林業植民を行ふ必要がある。而かも林業植民を行ふに適當した所は決して少くないのである。従來のやうに農業をとり入れた林内植民は、結局林業から言へば失敗である。農業經營の出来る所では始めから農業植民を行ふ方が良い。また無計畫に國有林内に人を入れ、自然發生的の部落を作つたのでは、林業民は決して幸福な生活はなし得ないことは實例の示す通りである。ここに於て計畫的な山村建設をなし、正しい社會を實現することを必要とするのである。